

<<人材採用をお考えの皆様へ >>



移住支援金対象求人サイトを始めました
～移住支援金対象法人に登録しませんか～

法人負担なし！
登録無料

【移住支援金とは】

・東京 23 区から新潟県内に移住*し、対象法人に就業した方に移住支援金を支給する制度です。
※要件等詳細は裏面をご覧ください *加茂市、阿賀町、出雲崎町、刈羽村、粟島浦村への移住を除く

移住者にとっては、
対象法人に就職すると…

世帯で **100 万円** 単身で **60 万円**
もらえるチャンス

対象法人に登録すると…

移住支援金対象求人として
『新潟企業情報ナビ』と
大手求人サイトで公開！

まずは、『新潟企業情報ナビ』から登録の申し込みを！

<https://www.niigata-kigyo-navi.jp/>

又は

新潟企業情報ナビ

検索



手続き簡単！

『新潟企業情報ナビ』トップページの**ピンク色のバナー**から入ってください！

The screenshot shows the homepage of 'Niigata Business Information Navi'. At the top, there are navigation links for '企業検索' (Company Search), '求人検索' (Job Search), and '会社説明会情報' (Company Information). A prominent pink banner is highlighted with a red dashed circle and an arrow, containing the text: '移住支援金対象求人一覧はこちら' (Click here for a list of relocation support fund eligible job seekers) and '移住支援金法人向けページはこちら' (Click here for the relocation support fund company page). Below the banner, there is a section titled '新潟の魅力' (The Charm of Niigata) with the subtitle '魅力あふれる新潟の暮らし' (A life full of charm in Niigata). To the right of the banner, a yellow box lists key dates: '7月16日から企業の登録申請受付開始' (Company registration application accepted from July 16), '7月19日から求人の受付開始' (Job application accepted from July 19), and '7月31日から移住支援金対象求人情報公開' (Relocation support fund eligible job information released from July 31).



「新潟企業情報ナビ」に掲載した移住支援金対象求人で採用が決まると、対象企業がその採用活動に要した費用に対する助成制度※があります。

※中途採用等支援助成金（UIJターコース）

詳細は新潟労働局職業対策課へ

TEL：025-288-3508

【問い合わせ先】

新潟県産業労働部 労政雇用課 雇用対策班 〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1

TEL：025-280-5259 電子メール：nigt050050@pref.niigata.lg.jp

【対象法人の要件】

以下のすべてを満たす法人が対象となります。

- ◆ 官公庁ではないこと（国または地方公共団体が設立・出資・出捐している団体でないこと）
- ◆ 資本金 10 億円以上の法人でないこと
- ◆ みなし大企業※¹でないこと
- ◆ 本店所在地が東京圏※²以外の地域又は条件不利地域※³であること
- ◆ 雇用保険の適用事業主であること
- ◆ 暴力団等の反社会的勢力と関係を有する法人ではないこと

※¹ 本事業に係る「みなし大企業」は下記のいずれかの法人とする。

- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の資本金 10 億円以上の法人が所有している資本金 10 億円未満の法人
- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を資本金 10 億円以上の法人が所有している資本金 10 億円未満の法人
- ・資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている資本金10億円未満の法人

※² 東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県

※³ 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）

注意：詳細は新潟県ホームページ内移住支援金関連ページ* 4 その他 新潟県移住・就業支援事業及び新潟県起業支援事業実施要領中 2（1）

①をご覧ください。

*

又は <http://www.pref.niigata.lg.jp/kurashi/1356915648577.html>

【対象求人の要件】

対象法人要件を満たす法人が募集する、以下の要件を満たす求人が対象となります。

- ◆ 週 20 時間以上の無期雇用契約

【移住支援金対象者の主な要件】

- 東京 23 区在住者又は通勤者（直近 5 年以上）
- 平成 31 年 4 月 1 日以降に新潟県へ移住した方※
- マatchingサイト「新潟企業情報ナビ」に移住支援金の対象として掲載された求人により新規就業した方

※ 加茂市、阿賀町、出雲崎町、刈羽村、粟島浦村への移住を除きます。